

様式第22号（第44条関係）

第 年 月 日 号

(受命者)

住所

氏名

様

野田市消防長



特例認定取消書

下記対象物は、消防法第8条の2の2の3第6項第 号に該当するため、同項の規定に基づき特例認定を取り消します。

記

- 1 防火対象物の所在地及び名称
- 2 特例認定年月日及び番号
- 3 特例認定取消しの理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、野田市を被告として（訴訟において野田市を代表する者は野田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期日が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。